

## 国民健康保険「医療費のお知らせ」（医療費通知）の交付には申請が必要に

伊藤久雄（NPO法人まちぽっとスタッフ）

昨年12月1日の府中市広報紙で突然「国民健康保険「医療費のお知らせ」について」が掲載され、「国民健康保険「医療費のお知らせ」（医療費通知）の交付には申請が必要になることが案内された。私（伊藤）は普段から広報紙はほとんど読まず、同日付でホームページにも掲載されていたのだが、ホームページを毎日チェックしているわけではないので、見過ごしてしまった。また本人通知もなかった。

しかし広報紙を読んだ市民から、以下のような主旨で府中・生活者ネットに問い合わせがあった。

- 医療機関で払った医療費は確定申告で医療費控除を受けるのに必要なので、郵便で送られてこなくなれば、マイナンバーカードを持たない人にとって支払った医療費を確認する方法が制約されるのはもちろん、カードを持っていても、医療費控除の必要がない人が、わざわざマイナポータルで医療費を確認するとも思えない。
- 毎年毎年、本人確認書類を添えて交付申請をしなければならない、というのが、嫌らしい。経費削減に名を借りた、マイナンバーカードへの誘導策なのでしょう。
- そもそも「医療費のお知らせ」には、自分が支払った医療費や受診履歴を確認して、医療機関の不正請求を防止したり健康管理に役立てたりする、という目的があるので、なにか本末転倒という気もする。

そこで、この間の経緯や問題点などを、生活者ネットの皆さんや「共通番号いらないネット」の原田富弘さんなどのやり取りから整理してみた。

### 1. 経緯（府中市の担当者などから）

- ・ 今年度になって郵送しないことを決めた。理由は他市の状況、標準化システムに変わったこと、マイナポータルで確定申告できることからである。
- ・ 他市で同様な対応をしているところは8市。通知は自治体ごとの判断である。
- ・ 国保の加入者への周知はホームページと広報紙で行った。個々人へはお知らせしていない。
- ・ 市民からの問い合わせは、広報後、受けている。市からは経緯等説明している。

### 2. 他市の状況

以下、原田さんの調査結果である。

- 稲城市は、単に「ご依頼があった方へのみ医療費通知を個別に発行しております。医療費通知が必要な方は、稲城市国民健康保険係にお問い合わせください。」としている。あとマイナポータルで確認することもできると案内しているだけである。
- 八王子市も、交付を希望する人は申請書を窓口に出すか郵送するよう案内し、電子申請も可能として入力フォームを示している。
- 調布市は、医療費通知の送付申込は入力フォームを案内しているだけである。パソコンやスマホがない市民はどうやって医療費通知の送付を受けられるか不明。「「医療費通知」は郵送します。ご来庁いただいても窓口でお渡しできませんので、ご了承ください。」となっている。
- 立川市はマイナポータルでの医療費の閲覧を案内したうえで、希望者には医療費通知を送付する「医療費通知交付申請書」の申請を求めているが、（窓口交付の場合）運転免許証などの身元確認書類が必要で、「詳しくは「マイナンバーの記入と本人確認にご協力ください」のページをご参照ください。」となっている。

<https://www.city.tachikawa.lg.jp/kurashi/nenkin/1002478/1002506/1002523.html>

- 多摩市は、まずマイナポータルでの閲覧を求めたあと、医療費通知の申請については、交付は申請者あてに簡易書留・親展で郵送（窓口で申請しても、その場ではお渡しできない）。申請者の本人確認書類の添付が必須で、写真付きの書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等）は1点、顔写真が無い書類（保険証、介護保険証、年金手帳等）は2点確認の添付が必要となっている。

ただ八王子市のように「マイナンバーの記入と本人確認」を案内しているわけではないので、単なる本人確認ということのようである。しかし申請者あてに簡易書留・親展で郵送するなら、このような本人確認は必要でしょう。

### 3. 課題

府中市の市民も指摘しているように、原田さんも『医療費のお知らせの目的には、加入者の皆様にご自身の治療等にかかった医療費について確認していただき、健康保険事業の健全な運営を図るため』（協会けんぽのサイト）ということもあり、希望者にしか交付しない保険者は「健康保険事業の健全な運営」を損なっているということではないでしょうか。』と疑問を述べている。また原田さんは、府中市はマイナポータルの利用を執拗に迫まっているとも指摘している。

そもそも重要な方針の変更を、本人通知なしで広報紙とホームページへの掲載だけ済ませることは許されない。2月議会の質疑で疑問点が深まることを期待したい。

（府中市のホームページに掲載された「医療費のお知らせ」は次ページに）

・・・・・・・・・・

## 国民健康保険「医療費のお知らせ」について

府中市 HP 2025年12月1日

### 国民健康保険「医療費のお知らせ」（医療費通知）の交付には申請が必要です

府中市国民健康保険に加入している方の、医療機関等の受診歴等を記載した「医療費のお知らせ」（医療費通知）の交付を希望する場合は、申請が必要です。令和6年度までは申請の有無に関わらず同健康保険加入者に送付していましたが、マイナポータルで医療費通知情報の閲覧・取得が可能なことから、令和7年度から申請者に交付する運用に変更しておりますので、ご注意ください。

#### 対象者

府中市国民健康保険の資格があり、保険診療で医療機関等の受診履歴がある方

注記：現在同健康保険の資格がない方も、加入時に受診履歴がある場合は申請可能です。

#### 申請方法

次のいずれかの方法でご申請ください。

- ・市役所2階保険年金課窓口で申請書を記入する
- ・申請書を郵送する（申請書は下記からダウンロード可能です）
- ・オンライン専用フォームから申請情報を入力する

※府中市国民健康保険「医療費のお知らせ」交付申請書（PDF：289KB）

郵送申請の場合、申請書はこちらからダウンロードしてください

<https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kurashi/hoken/kokumininkenkyu/kyouhinooshirase.files/shinseisho.iryouhitsuuchi.pdf>

※府中市国民健康保険「医療費のお知らせ」申請フォーム（外部サイト）

オンライン申請はこちらから

<https://logoform.jp/form/6ibw/1325537>

#### 申請時に必要な書類

本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証等）

本人または同世帯の家族以外が申請者となる場合は、本人確認書類に加えて、次のいずれかの書類が必要となります。

また、本人または未成年者の世帯主以外が申請者となる場合は、後日郵送で本人または世帯主に交付します。

1 任意代理人：委任状

2 法定代理人：登記事項証明書等の法定代理関係を確認できる書類

## 交付時期

現年度分

記載される診療期間 令和 6 年 11 月から令和 7 年 10 月診療分

申請受付開始 令和 7 年 12 月 1 日

交付時期 令和 8 年 1 月上旬以降

注記：令和 7 年 12 月診療分までの記載を希望される場合は、令和 8 年 2 月下旬以降交付可能となります。

過年度 (略)

## マイナポータルで医療費通知情報を閲覧・取得することができます

有効期限内のマイナンバーカードで、マイナポータル上で医療費の情報を確認することができます。毎月 11 日に前々月診療分の医療費情報が更新されます。

確定申告に利用するための 1 年間分（1 月から 12 月まで）の医療費通知情報は、例年、原則 2 月 9 日に一括で取得することができます。

ただし、はり・きゅう等の施術費用や整骨院・接骨院の柔道整復療養費など取得できない情報がありますので、ご注意ください。

また、DV・虐待等被害者の方で、府中市において住民基本台帳事務における支援措置を受けている場合、マイナポータルで医療費通知情報の閲覧・取得はできません。

## ご利用方法

新規ウィンドウで開きます。

マイナポータルへのログインはこちらから

[https://myna.go.jp/html/my\\_information.html](https://myna.go.jp/html/my_information.html) (外部サイト)

1 マイナポータルにアクセス

2 マイナポータルへログインする

3 「健康医療」の「医療費」を選択すると、かかった医療費の確認ができます

4 取得する場合は、「わたしの情報をひらく」を選択

5 「健康・医療」の「医療費通知情報」を選択

6 「表示対象日」に確認する診療年月を入力し、「表示する」を選択

7 取得した情報は PDF でダウンロードすることができます

問合せ (略)

・・・・・・・・・・・